第7回 南相馬市復興整備協議会特別会議 議事録		
日 時	平成 25 年 11 月 29 日(金)14:55~15:30	
場所	福島県庁本庁舎 5 階 正庁	
復興整備事業	防災集団移転促進事業(新規3地区、変更2地区、削除6地区)	
	海岸災害復旧事業 (新規 3 地区)	
	漁港災害復旧事業 (新規1地区)	
	河川(交付(復興再生))事業(新規1地区)	
	河川災害復旧事業 (新規3地区)	
	いわき相双圏域総合流域防災事業 (新規1地区)	
出席者	南相馬市	復興企画部復興担当理事 渡部 克啓
		建設部都市計画課長 菅原道義
	復興庁	福島復興局参事官 堀川 昌昭
	農林水産省	東北農政局農村計画部農村振興課農村復興指導官 後藤 幸
		雄
	福島県	企画調整部土地・水調整課長 大楯 一夫
		" 地域政策課長 鴫原 孝之
		農林水産部農業担い手課長 大竹 浩二
		" 農村基盤整備課 主任主査 鈴木秀一郎
		土木部参事 長谷川 潔
		"都市計画課長 鈴木 典弘
		n まちづくり推進課長 阿部 昌昭
		" 河川整備課長 前田 和則
		" 港湾課主幹 宗像 良夫

○協議内容

- 1、開会(南相馬市復興企画部企画課復興推進係長 髙橋)
 - · 出席者紹介
 - ・会議の公開・非公開についての報告:公開として報告
 - ・ 傍聴人への注意事項

2、議事

南相馬市復興整備協議会規約第6条により、南相馬市長代理人の渡部復興担当理事が議長となる。

(議長:南相馬市復興企画部復興担当理事 渡部)

議事に入る前に南相馬市の現状と課題について南相馬市より説明します。

(説明者:南相馬市復興企画部企画課復興推進係長 髙橋

それでは、南相馬市の現状と課題について説明いたします。

【現状と課題について説明】

(議長:南相馬市復興企画部復興担当理事 渡部)

ただいま、南相馬市から説明のあった現状と課題について、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(議長:南相馬市復興企画部復興担当理事 渡部)

それでは議事に入ります。

前回、復興整備協議会会議を平成25年7月24日に開催し、南相馬市復興整備計画の変更についてお諮りしたところだが、本日はその計画の更なる変更についてお諮りします。

変更点は2点あり、1点目は防災集団移転促進事業の実施にあたり農地転用面積等の変更が必要となることから、これを記載した土地利用方針の変更についてお諮りします。

2点目は新たに復興整備事業として復興整備計画に海岸、河川堤防、漁港の各種復旧事業を追加するものです。

これらの復旧事業は、復興特区法の規定では協議対象となっておりませんが、事業予定地に保 安林が指定されており、これを他の用途に転用する計画であることを公表し広く周知する必要が あることから掲載するものです。

それでは南相馬市から復興整備計画(案)について説明願います。

(説明者:南相馬市建設部都市計画課長 菅原)

南相馬市復興整備計画(案)についてご説明申し上げます。

【様式第2、構想図、事業総括図、様式第8により説明】

(議長:南相馬市復興企画部復興担当理事 渡部)

ただいま、南相馬市から説明のあった計画について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(議長:南相馬市復興企画部復興担当理事 渡部)

次に、海岸復旧事業等についてそれぞれの件担当課及び市から説明願います。

(説明者:福島県土木部河川整備課長 前田)

福島県の実施する海岸及び河川堤防の整備についてご説明申し上げます。

【様式第2、構想図、事業総括図により説明】

(説明者:福島県土木部港湾課主幹 宗像)

続いて、真野川漁港の整備についてご説明申し上げます。

【様式第2、構想図、事業総括図により説明】

(説明者:南相馬市建設部都市計画課長 菅原)

最後に、準用河川北原川の整備についてご説明申し上げます。

【様式第2、構想図、事業総括図により説明】

(議長:南相馬市復興企画部復興担当理事 渡部)

ただいま、南相馬市から説明のあった計画について、ご意見・ご質問はございませんか。

(議長:南相馬市復興企画部復興担当理事 渡部)

特に意見がないようですので、2ha を超える農地転用については農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますが、東北農政局の後藤様、本計画の土地利用方針について同意することにご 異議はございませんか。

(出席者:東北農政局農村計画部農村振興課農村復興指導官 後藤)

ただいまご説明いただきました、土地利用方針については異存ありません。

(議長:南相馬市復興企画部復興担当理事 渡部)

2 ha を超える農地転用を記載した土地利用方針につきましては、農林水産大臣の同意をいただいたものといたします。ありがとうございました。

以上で、議事を終了いたします。

3、閉会(南相馬市建設部都市計画課都市計画係長 髙橋)

○協議結果

・防災集団移転(6地区)について、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項に基づく農林 水産大臣の同意を得た。